

今、監査法人に何が求められているのか

専務理事 引頭 麻実

要約

様々な不正会計事案を教訓に、日本の監査基準は多面的にブラッシュアップされてきた。しかしながら、2015年5月に発覚した東芝の不正会計事案を発端に、これまでの監査基準改訂というアプローチのみで監査の高い品質を実現することは難しいのでは、との見方が生じている。東芝の事案における不正会計の手口は複雑なものではなく、むしろ古くから知られているものであった。このようにみると、監査の現場で監査基準がどのように運用されているのか、といった監査法人のガバナンスという切り口がむしろ重要ではないか。加えて、それを監査法人にのみ任せるのではなく、その取り組みについて上場企業および資本市場関係者が評価できるような仕組みが必要ではないか。

監査は資本市場にとってインフラの一部である。しかし、監査の結論としての監査報告書は開示されているものの、その途中の監査プロセスはブラックボックスとなっており、資本市場関係者としては監査の品質を判断できるような材料は現在のところ持ち合わせていない。しかし、監査の品質について、資本市場としても無関心ではいられない。金融庁では昨年、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、この3月に提言がまとめられ、監査の品質を高めるための様々な新しいアプローチが提示されている。今後、具体的なアクションに移行するとみられるが、監査法人のみならず、資本市場全体として、監査の品質を高めるための仕組みを作ることが喫緊の課題となっている。

目次

はじめに

1. 資本市場から見た監査
2. 監査とは何か ～今回の東芝事案における当局の指摘について～
3. 何が監査に欠けていたのか
4. 新しい取り組み ～監査法人自身のマネジメントの強化～
5. 監査の質を上げるために本当に必要なことは何か

おわりに

はじめに

「アメリカで最も革新的な企業」として6年連続で米フォーチュン誌にて表彰されてきたエンロン社が破綻したのは、2001年12月であった。同年10月に巨額な簿外債務の存在を報道されたことが発端だ。続く2002年7月にはワールドコム社が、本来であれば経費処理が必要だった電話回線の費用について、長期にわたり資産計上を行ってきたことなどが発覚し、倒産に追い込まれた。両社共に時代の寵児として、敬意を払われてきた企業であった。両社の会計監査（以下、監査）を担当していたのは、当時世界の五大監査法人の一角であったアーサー・アンダーセン。不正会計を見逃した、あるいは当時収益の柱となっていたコンサルティング業務を会計監査業務と同時に請け負っていた関係で監査が甘くなった、あるいは不正会計の手助けをしたのではないかと、いった見方が顧客に広まり、深刻な顧客離れを招いた結果、2002年に解散に至ることとなった。ちなみにエンロン社はアーサー・アンダーセンにとって2番目に大きな顧客であったと言われている。これら米国2社の不正会計は日本でもよく知られるところではあるが、米国では両社以外にも様々な不正会計事案があったことなどを受け、2002年「企業改革法」（The Sarbanes-Oxley Act of 2002）が成立する。公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）の設置や、監査業務と非監査業務の同時提供の禁止、監査人のローテーション、監査委員会の機能・役割の強化、経営者の内部統制報告書に対する外部監査の実施、経営陣に対する罰則の強化などが同法に盛り込まれた。

日本でもカネボウ事案（2005年）を契機に、

内部統制報告制度（J-SOX：2008年）が導入され、オリンパス事案（2011年）を教訓に、「監査における不正リスク対応基準」が新設（2013年）されるなど、制度の充実を通じて、監査の品質を高める取り組みがなされてきた。しかし、2015年5月、東芝の不適切会計が発覚し、またその全容が徐々に明らかになるにつれ、一連の監査基準改訂に携わってきた関係者は大きな衝撃を受けた。それと同時に、そこはかとない無力感にも襲われた。

監査基準、つまり監査手続の改訂を行うだけでは、不正会計を防ぐことはできないのではないかと。新たな疑問が生じている。日本では今、監査品質の向上に向けて、新たな取り組みが始まりつつある。

1. 資本市場から見た監査

資本市場にとって監査はまさに市場インフラの一部である。資本市場では、「情報」が価値を持つ。「情報」は様々だ。足元では雇用情勢や金融政策、為替水準、原油など資源価格の動向等、様々なマクロ経済環境の変化に大きな関心が寄せられている。さらに、こうした外部環境の変化を受け、企業業績がどの程度事前の市場予想から乖離したか、また各企業は先行きに対してどのような見通しを持っているかについての注目度は極めて大きい。この情報の一部である企業業績に関する確からしさを保証するのが監査である。監査は資本市場のインフラの一部と述べたが、逆にインフラであるが故に、普段はあまり意識されていない。しかし、監査という仕組みが無くなると、資本市場は立ちゆかなくなる。上場企業が業績を発表したとしても、その確からしさを市場参加者は疑わなければならないからだ。

資本市場にとってなくてはならない監査である

が、「監査」の内容を理解している市場関係者は非常に少ないのが実態だ。個別企業に対する「監査」の内容や具体的な手続きについては市場関係者に対してほとんど開示されておらず、ブラックボックス化している。市場が関心を払おうにも、判断する材料が乏しいのである。かろうじて入手できる監査に関する情報の一つに、有価証券報告書に添付される「監査報告書」がある。この記載ぶりは定型化（ボイラープレート化）しており、監査結果以外、さほど重要な情報は記載されていない。監査人は被監査会社との守秘義務契約に基づき、監査手続についての情報を開示できないことなどがその背景にある、と一般的には理解されている。

では、資本市場が監査について全く無関心かというと、もちろんそうではない。投資家の一部では監査に関する情報を投資対象のスクリーニングに活用している例もある。監査人の交代に関する事由や、交代の時期についての情報、場合によっては監査人が属する監査法人の規模や経歴といった情報なども活用されることがある。例えば、監査人の交代について、期中で交代した場合や、任期満了という事由であったとしても、通常と比べて極端に担当期間が短い場合などでは、その背景について情報を集めるケースもある。

ただし、これらの情報はいずれも間接的かつ状況証拠的な域を出ない。現時点では資本市場関係者は監査手続の具体的な内容は分からないものの、監査に対して、そしてその結果について、全幅の信頼を置くしかないのが実態なのである。

2. 監査とは何か ～今回の東芝事案における当局の指摘について～

資本市場における会計監査（財務諸表監査）とは、上場企業が作成した財務諸表について、その

内容の確からしさについての保証を与えることであると筆者は理解している。監査手続としてリスク・アプローチという手法が使われ、当該企業において虚偽記載のリスクが高いと見られる取引や事業分野等において、重点的、かつ効果的に監査が行われる。全ての取引を監査することで財務諸表についての安心感は増すかもしれないが、そのコストは巨額となる。その折り合いをつけるのがリスク・アプローチという監査手法である。ここで分かることは、当然ながら会計監査は全ての取引が財務諸表において正確に表されていることを目的としているのではなく、財務諸表全体としての確からしさについて保証を与えるものだということである。また、その前提として、被監査会社の内部統制が機能していることが不可欠であることはいうまでもない。

ここで今回の東芝事案について少し見ていく。多くの事業部門において大なり小なりの不適切な会計処理が数多く行われていたと報道されている。個別の会計処理についての議論はさておき、東芝の監査を担当した新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士・監査審査会（以下、審査会）は昨年12月15日、「監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる」とし、勧告を行った（「新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について」）。4つの指摘項目があるが、筆者なりにその主な内容を要約すると以下のとおりとなる。

（1）当監査法人の経営について

これまでの審査会検査や日本公認会計士協会（以下、協会）の品質管理レビューなどにおいて、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案や分析の実証手続等の監査手続の不備という指摘を受

け、当監査法人の経営陣は、社員の品質管理に対する意識改革や期中レビューの強化等々といった改善に向けた取り組みを強化してきたとしているが、その根本的な原因分析を踏まえた改善策の周知徹底を当監査法人内において行っていない。また、それら改善策についての適切性や実効性を検証する態勢を構築していない。その結果、「社員及び監査補助者のうちには、監査で果たすべき責任や役割を十分に自覚せず、審査会検査等で指摘された事項を改善できていない者がいる」。また、こうした状況について経営陣は十分に認識していないなど、「地区事務所も含めた組織全体としての十分な改善ができていない」とし、当監査法人のマネジメントに課題があるとしている。

（２）品質管理本部および各事業部等について

まず、「検査結果等に対する原因分析を踏まえた改善策の周知徹底及び浸透を十分に図っていない」としたうえで、品質管理本部では、①実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していないこと、②定期的な検証において、監査手続の不備として指摘すべき事項を監査調書上の形式的な不備として指摘していることから、監査チームが指摘の趣旨を理解しておらず、これまで繰り返し指摘されている分析の実証手続等の不備について、改善対応ができていないこと、を指摘している。

各事業部等は、品質管理本部の方針を踏まえて監査チームに監査の品質を改善させるための取り組みを徹底しておらず、また一部の業務執行社員は、監査調書の査閲を通じた監査補助者に対する監督及び指導を十分に行っていないなど、監査現場の課題も指摘している。

こうした状況を受け、「当監査法人においては、実効性ある改善を確保するための態勢を構築でき

ていないことから、監査手続の不備の改善が図られない状況が継続しており、当監査法人の品質管理態勢は著しく不十分である」と結論付けている。

（３）個別監査業務について

「業務執行社員がリスクの識別、リスク対応手続の策定等にあたり、職業的懐疑心を十分に保持・発揮しておらず、また、実施した監査手続から得られた監査証拠の十分性及び適切性について検討する姿勢が不足している」とし、「識別されたりリスクに対応した監査手続が策定されていないなどリスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であり、重要な会計上の見積りの監査における被監査会社が用いた仮定及び判断について適切的に検討をしていないほか、被監査会社の行った見積り方法の変更や事業計画の合理性について批判的に検討しておらず、分析の実証手続の不備が改善されていない」と厳しく指摘している。

さらに、「重要な勘定において多額の異常値を把握しているにもかかわらず、監査の基準で求められている実証手続が未実施であり、また、経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続として実施した仕訳テストにおいて抽出した仕訳の妥当性が未検討であるなど、リスクの高い項目に係る監査手続に重要な不備が認められる」とし、監査手続そのものが十分に行われていない旨を指摘した。

（４）審査について

監査業務に係る審査において、監査チームから提出された審査資料に基づき審査を実施するのみで、「監査チームが行った重要な判断を客観的に評価していない」として審査過程についての問題を指摘している。さらに、「監査チームが不正リ

スクを識別している工事進行基準に係る収益認識について、監査調書を確認せず、監査チームが経営者の偏向が存在する可能性を検討していないことを見落としている」など、「監査実施上の問題点を発見・抑制できていない」とし、審査が機能不全となっている点を重くみている。

審査会の勧告からうかがえることは、東芝に対するこれまでの監査が、資本市場の期待からはおよそ程遠いものであったということである。近年の会計基準においては、見積りなど被監査会社の判断が含まれる要素が非常に多くなっている。こうした「被監査会社の判断」が会計基準および社会情勢等に照らし合わせて妥当なものかどうかについてみるのが、まさに監査に求められる役割である。被監査会社の主張を鵜呑みにするのではなく、「職業的懐疑心」を持って、手続きにあたらなければならないことは言うまでもない。

今回の東芝の不正会計の事案において、その手口は複雑かつ巧妙なものというよりも、古典的なものであり、丁寧に監査手続を行っていたのであれば、あるいは「職業的懐疑心」を持っていたのであれば、見抜けるような内容だったのではないかと、というのが一般的な見方となっている。資本市場が落胆したのは、この点なのである。

3. 何が監査に欠けていたのか

監査の品質向上のために様々な施策が取られてきた。前述の監査基準等の制度整備のほか、自主規制としての協会による品質管理レビューや行政としての審査会による検査など、品質についてのモニタリング体制も強化されてきた。しかし、今回の東芝事案のような問題が起こってしまった。何が監査に欠けていたのだろうか。

監査手続は非常に細かく、多岐にわたる。協会

による監査実務ハンドブックも毎年改訂される。監査の品質というと、真っ先に思い浮かぶのが監査手続は正確に行われているか、監査手続に不備はないか、という点である。監査に対するモニタリングは、ついつい監査手続の細かな点に注意が払われるようになってしまった。その結果、協会による品質管理レビューや審査会による検査に対して、「チェックリスト化してしまっている」、という声も一部で聞かれるようになってきている。実際の監査手続に立ち会うわけではないので、外形的に整っているかどうかはモニタリングのポイントとなる。逆に言えば、レビューや検査を受ける監査人側も外形的に整えることに重きを置くことになってしまった。外形的に整っていることは監査にとっては必要条件ではあるが、十分条件ではない。この必要条件の外側にある十分条件が実は監査の魂であり、真髄であると筆者は考えている。この十分条件を言葉で表現するのは難しい。監査手続をハードの部分とすれば、この十分条件はソフトの部分とも言える。例えば、職業的懐疑心や、たゆまぬ自己研鑽、組織的な力の最大化などがこれに該当するのではないかと。この十分条件は、ここまでやったら終わり、ということではなく、社会や経済環境の変化に即して、常にブラッシュアップされるべき性質のものでもある。

今回の東芝事案においては、こうした監査のソフトの部分が欠けていたのではないかと筆者は推察している。とはいえ、監査のソフトの部分はどのようにしたら向上、強化できるのであろうか。

4. 新しい取り組み ～監査法人自身のマネジメントの強化～

昨年10月、金融庁は「会計監査の在り方に関する懇談会」を立ち上げ、計4回の議事を経て

今年3月8日、「会計監査の信頼性確保のために」と題した提言を取りまとめた。筆者も懇談会メンバーの一人として議論に参加した。懇談会においては、監査に対する信頼を取り戻すことが喫緊の課題と位置づけられ、細かな監査手続をブラッシュアップするというよりも、不正会計を見抜くために何が必要なのか、あるいは監査の品質向上に向けて何か新たな取り組みが必要ではないか、といったことなどが議論された。つまり「ソフト」の部分に重点が置かれた。

提言では、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取り組みとして、次の5点が挙げられた(図表1参照)。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

いずれも監査の品質向上に向けて重要なポイントであるが、ここでは(1)の監査法人のマネジメントの強化、およびそれに関連する事項を取り上げたい。

先ほどの審査会による新日本有限責任監査法人への勧告の内容についてももう一度振り返ってみる。様々な指摘があるが、法人としての組織や体制、そして経営陣のマネジメントの姿勢について大きな問題があったとしている。これは監査法人自身のマネジメントに問題があることに他ならない。

提言では、「監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員(パートナー)が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業(中略)の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている」「経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる」とし、「明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要がある」として、監査法人のガバナンスについて強く言及している。

つまり、これまでの少人数組織を念頭に置いたガバナンスのアプローチでは、現在の大規模な監査法人の運営において十分に機能しているとはいえず、新たな取り組みが必要になっているということである。そこで打ち出されたのが監査法人のガバナンス・コードの導入である。コードの詳細は、金融庁の主導により今後策定されるとみられる。現在上場企業に適用されているコーポレートガバナンス・コードと同様に、プリンシプル型(コンプライ・オア・エクスプレイン)かつ、ブラッシュアップ型のものになると想定するが、今後の議論が待たれるところである。

監査法人のガバナンス・コードは前述の「ソフト」の部分強化するための重要なツールという位置づけになるとみられる。そのなかでも、教育・

図表 1

会計監査の信頼性確保に向けて

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成28年3月

【目 的】	【施 策】	【施 策 の 説 明】
監査法人の マネジメント の強化	監査法人の ガバナンス・コード	監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立 (職業的懐疑心の発揮を確保するためのリーダーシップの発揮、 運営・監督態勢、人材啓発、人事配置・評価等)
	大手上場会社等 の監査を担える 監査法人を 増やす環境整備	ガバナンス・コードの遵守状況についての開示
		ガバナンス・コードの適用による、 大手・準大手監査法人の監査品質の向上
会計監査に 関する情報の 株主等への 提供の充実	企業による 会計監査に関する 開示の充実	有価証券報告書等における、 会計監査に関する開示内容の充実
	会計監査の 内容等に 関する情報提供 の充実	監査法人による情報提供の充実 (監査法人のガバナンス体制や運営状況に係る情報提供等)
		監査報告書の透明化 (監査に際し着眼した重要な虚偽記載リスクの説明)
		監査品質を測定する指標(AQI)の策定
		監査人の交替理由等に関する開示の充実
企業不正を 見抜く 力の向上	会計士個人の力量の 向上と組織としての 職業的懐疑心の発揮	不正対応に係る教育研修の充実、 関連する資格取得や企業への出向等の促進、 監査チーム内のやり取りを通じたOJTの充実
	不正リスクに 着眼した監査の実施	監査基準、不正リスク対応基準、 品質管理基準等の実施の徹底
「第三者の眼」 による会計 監査の品質 のチェック	監査法人の 独立性の確保	監査法人のローテーション制度についての調査の実施
	当局の検査・監督 態勢の強化	審査会の検査の適時性・実効性の向上
		審査会の検査と協会の品質管理レビュー との適切な役割分担の検討
	協会の自主規制 機能の強化	監査法人に対する監督の枠組みの検証
		品質管理レビュー等の見直し
		自主規制機能の強化
高品質な会計 監査を実施 するための 環境の整備	企業の会計 監査に関する ガバナンスの強化	(コーポレートガバナンス・コードに基づく)各企業に おける監査人の選定・評価のための基準の策定
	実効的な 内部統制の確保	各企業における適正な監査の確保への取組み (監査役会・監査委員会等の独立性・実効性確保と 会計監査人との連携の強化、適切な監査時間の確保、 監査報酬の決定の在り方等)
	監査におけるITの活用	内部統制報告制度の運用と実効性の検証
	その他	協会において検討を継続
		試験制度・実務補習等の在り方の検討

(出所) 金融庁 報道発表資料「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言の公表について」の中の「施策の全体像」(平成28年3月8日)

研修および人事ローテーションに関するものは非常に重要であろう。例えば、教育・研修については、何時間それにかけたか、何をテーマとしたか、という外形的なものに加え、そのテーマをなぜ選んだのか、どのような方針で教育・研修に取り組んでいるのか、またその成果を監査法人としてどのように計測、評価しているのか、といったことなどが求められるのではない。また、人事ローテーションについては、例えば、審査など品質管理に関する部署についてはパートナーになる前に全員が経験する、といったことや、監査チーム間でのローテーションも経験してもらう、といったことなどが考えられるかもしれない。教育・研修や、人事ローテーションを通じて、職業的懐疑心、たゆまぬ自己研鑽、組織的な力の最大化が発揮できるような仕組みを各監査法人が自身で考え、構築していくことが望まれるのである。

「できているかどうか」ではなく、各監査法人が在りたい姿を目指して、自らどのようなことをしていくのかを考え、着実に実行すると同時に、その成果を振り返り、計測し、評価し、それを踏まえ、次の施策につなげていく、といった大きな流れをつくることができるかが鍵となる。ここまでやったら終わり、ということでは持続的な監査品質の向上への道は閉ざされてしまうかもしれない。監査法人における抜本的な意識改革が求められているのである。

このような大きな使命を負ったなか、どのようなガバナンス・コードが策定されるのか、今後の動きを注視したい。

5. 監査の質を上げるために本当に必要なことは何か

これまで監査の品質を向上させるソフトの部分

として、ガバナンスの強化が重要であることを見てきた。しかし、監査法人の取り組みのみでそれが可能なのだろうか。前述の懇談会の提言では、監査法人のガバナンスを強化するにあたり、「併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックできるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要である」として、外部から見た透明性についても言及している。

資本市場は監査について、必要ではあるが情報も少なく、あまり意識していない旨を述べた。しかし、監査法人のガバナンス・コードが策定された暁には、その遵守状況について、外部へ情報開示されることが想定される。資本市場にとっても監査についての判断材料の一つとなり、ガバナンスがしっかりしている、もしくはガバナンス構築を自らの視点で考え実行しているといった情報によって、監査法人を選別するようなスクリーニングが考えられるかもしれない。しかし、資本市場からのチェック機能のみでは不十分である。やはり、監査を受ける企業側からの評価もまた重要となる。

昨年、改正会社法が施行されたことで、監査役設置会社における会計監査人に対する選解任に関する株主総会議案は監査役もしくは監査役会が決定することとなった。すでに、指名委員会等設置会社においては監査委員会がその任を担っており、改正会社法により新しく設置が可能となった監査等委員会設置会社でも監査等委員会にその権限が付与されている。また、コーポレートガバナンス・コードにおいて、監査役等に対して、会計監査人の選定・評価基準を策定することが求められている。つまり、被監査対象である企業側にとっ

ても、監査人が属する監査法人のガバナンスに関する情報は、評価基準を考えるうえで、重要な判断材料になっていくだろう。

このようにみると、資本市場、上場企業共に監査法人のガバナンス・コードへの取り組みについての情報開示は、監査の品質を判断するうえでの一つの手掛かりになりそうである。資本市場そして企業という外部の眼から監査法人の取り組みを見ていくことで、監査法人に求められているマネジメント強化の流れが加速する可能性があるのではないか。資本市場、企業、監査法人がそれぞれの役割を果たしていくことこそ、まさに監査の品質を高めるために本当に必要なことなのである。

おわりに

日本における監査に対する信頼の回復は待ったなしの状況にある。しかし、監査の品質を高めるといっても、そう簡単ではない。基準や手続きという外形的なものを改善するのみでは、今回の東芝事案を受けての本質的な改善にはならないだろう。こうした観点から、監査法人の意識改革、すなわちガバナンス改革が不可欠であり、そのためのツールとして監査法人のガバナンス・コードの導入が提唱された。しかし、ガバナンス・コードといった「ふわふわ」したもので果たして、監査の質が上がるのか、あるいは監査法人が真面目に取り組むのか、といった疑問を持つ向きもあるだろう。上場企業においてもコーポレートガバナンス・コードへの取り組み姿勢は千差万別である。

しかし、問題は監査の質が高まらない限り、監査の価値を資本市場や上場企業が再認識することは難しいという点である。まずは、監査法人自身が襟を正し、ガバナンス改革に本気で取り組む必要がある。しかし、監査法人のみの取り組みでは

十分ではない。ガバナンス・コードへの取り組みを情報開示し、それを資本市場そして上場企業が評価、活用していく仕組みが整ってこそ、監査法人にとっての持続的な改革のモチベーションへとつながっていく。こうした社会的な仕組み、システムを構築していくことが、監査の品質向上に向けて不可欠、かつ喫緊の課題なのである。

[著者] _____

引頭 麻実 (いんどう まみ)



専務理事
専門は、企業経営全般、
会計・監査、資本市場、
産業分析など